

「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正（案）骨子」に関する意見募集の結果について

沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正（案）骨子についてパブリックコメントを実施しましたところ、市民の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見等の概要と市の考え方をお示しします。

1. 実施時期：令和6年7月8日（月曜日）～令和6年8月6日（火曜日）
2. 閲覧場所：沼津市ホームページ、沼津市役所（開発指導課、生活安心課）、市内各市民窓口事務所、市立図書館
3. 提出者数：3名
4. 意見数：4件
5. 提出された意見の概要及び市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
1	地震災害による二次被害が想定される施設については、環境もさることながら、最も厳しい安全基準を設けてもらいたい。	本条例は、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めたものであり、再生可能エネルギー発電施設の安全性については、電気事業法に定められた技術基準等により担保されているものと認識しています。	無
2	外国企業への再生可能エネルギー発電施設の転売問題が各地で起きているが、この条例で十分な対応ができるのか危惧される。	本条例では、相続や売買等により再生可能エネルギー事業者の地位を承継した者は、14日以内に市長に届出するよう義務付けています。 なお、事業者が外国企業であるかどうかは、許可及び審査の対象としておりませんが、事業者に対しては、施設の維持管理等に関する報告を毎年度求めるなど、事業の運営状況について、市としても常に把握していく予定です。	無
3	再生可能エネルギー発電事業と地球環境の重要性について、市民に対する教育と広報活動が不可欠であり、市役所、教育機関が積極的に関わるべきと考える。	いただいたご意見につきましては、今後、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。	無

4	<p>ゼロカーボンシティを推進するには、再生可能エネルギー発電事業の事業区域の面積や発電設備の高さ等に係る制限の緩和が必要と考える。</p>	<p>今回の条例改正は、ゼロカーボンを推進する事業者が、再生可能エネルギー発電事業の導入・拡大に積極的に取り組むことができるよう実施するものです。</p> <p>市内に事業所等を開設している者が自家発電及び自家消費するなど、本市が行うゼロカーボンに関する施策の推進に資する再生可能エネルギー発電事業については、景観、自然環境及び生活環境等に影響を及ぼさないものに関わり、事業区域面積や設備規模に関わらず、抑制区域内においても事業を実施できるよう規制を緩和します。</p>	無
---	--	---	---